

令和3年度事業計画

昨年1月から中国を発端とした新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るう中、日本でも感染が全国に広がり、感染拡大防止のため人々の生活や行動が大きく制限されるとともに、飲食、観光などを中心とした産業にも甚大な影響を及ぼすなど、いまだ終息の見通しが立たない状況にあります。

コロナ感染症の影響により生活に困窮している世帯に対し、昨年3月25日から全国の市町村社協を受付窓口として生活福祉資金の緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を行っており、現在も継続して受付を行っているところです。

また、当社協でも役員会や評議員会の開催中止をはじめ、業務全般で感染症対策に努めてきており、幸いこれまでのところ直接の被害等はありませんが、感染の防止はもとより施設やサービスの利用者の安全に最大限努めているところです。

令和も3年に入りましたが、少子高齢化の進行による社会保障費の増加やコロナウイルス対策も含め、新年度の国家予算は9年連続で過去最大を更新して100兆円を大きく超えています。この予算において、高齢者人口の増加に対して支え手となる現役世代の減少が進み、今後の介護保険制度の持続可能性が大きな課題となる中、職員の処遇改善にも配慮した介護報酬と障害福祉サービス等の報酬改定が盛り込まれました。しかしながら、県下他市町村社協でも介護保険事業の状況は厳しくなっているなど、法人運営にも影響を及ぼすことが予測されています。

また、国が進めている地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会の実現」については、昨年6月の法改正により、地域住民の支援ニーズに包括的に対応し相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。しかしながら、事業の実施は社協に限らず社会福祉法人やNPO法人など多様な主体の参画が想定されており、これまで社協が担ってきた役割が他の事業主体の参加も認められる中で、仕組みづくりにおける社協の担う役割と存在価値が問われています。

毎年頻発している大規模自然災害に対しては、その対応力を高めるため、県社協と協力しながらボランティアセンター設置・運営の即応力の向上や人材の育成に努めるとともに、近隣社協等との連携・協力体制の強化に取組み、災害をはじめとする様々な事態への対応に備えていかなければなりません。

こうした状況の中、令和3年度に田辺市が第4次地域福祉計画を策定するのに併せ、社協でも第4次活動計画を策定してまいります。地域における公益的な取組の推進や、生活困窮者の自立支援、生活支援体制の整備に加え、地域共生社会の実現に向けた各種施策が展開され多様な主体の参画が想定される中、社会情勢等の変化に対応しつつ地域住民に寄り添い、社会福祉法人の核として地域福祉の推進に努めてまいります。

1、地域福祉を支え合える人づくり・つながりづくり

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組みである「地域包括ケアシステム」の構築に向けては、調理、買い物、掃除等の生活支援の確保や介護予防をコロナ禍等の困難な社会状況にあつていかに実施していくかが課題となっています。日常生活圏域ごとに配置している生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や協議体（地域支え合い会議）が中心となつて、引き続き新しい生活様式のもと、地域づくりの担い手の育成やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。

一方、福祉職場は依然として慢性的な人材の不足と定着率の悪化が深刻な課題となっています。紀南福祉人材バンクを軸に、失業が急増している社会情勢の中、その受け皿になれるようにオンラインを活用した施設紹介や面談等の工夫を図りながら求職登録者の増加や新たな採用並びに福祉の魅力を伝える啓発活動、キャリアアップ事業にも取り組んでいきます。

(1) 地域福祉・ボランティア活動等の支援と協働促進

～ボランティアセンター機能の充実とボランティア活動の支援～

① ボランティアの楽しさを伝える取組み

(ア) ホット講座の開催

(イ) ボランティアとの集いの実施

(ウ) ボランティアスクール・各種ボランティア啓発講座の開催

② ボランティアを育成する取組み

(ア) 生活支援体制整備事業の運営

・ ご近所ボランティア講座の開催～生活支援コーディネーターの配置

・ 生活支援体制検討会議の開催～協議体の設置（4ヶ月に1回）

・ 生活支援コーディネーター会議の開催（6ヶ月に1回）

(イ) いきいきシニアリーダーカレッジの開催

・ ささえあいコースA・B（田辺地区 2ヶ所）

地域活動をリードする人材の育成

③ ボランティアのマッチング

(ア) ボランティア情報の発信

(イ) ボランティア登録、紹介と斡旋の活動支援

(ウ) ボランティア保険加入促進

④ ボランティアグループへの活動支援

⑤ ボランティア連絡協議会の充実強化

(2) 気づきと出会い、学びの場づくり

～福祉教育の推進と気づきと出会いの場づくり～

① 小中高等学校への福祉教育支援活動の強化

- (ア)福祉教育プログラム支援活動の実施
- (イ)ボランティアスクール（ボランティア体験）の実施
- (ウ)こどもボランティア推進助成事業・福祉教育推進校連絡会への助成
- (エ)福祉教育担当教諭を対象にした研修会の実施
- (オ)福祉教育教材の配布
- (カ)学社融合（コミュニティ・スクール）への参画
- ②気づきと出会い、学びの場づくり
 - (ア)市民福祉映画会の実施(田辺市共同募金会・柊紀伊民報 共催)
 - (イ)「明日へのかけ橋フォーラム」「ふれあい文化祭」の開催
 - ・社会福祉功労者表彰の実施
 - ・地域福祉講演会の実施
 - ・啓発・交流イベントへの参加（市民活動センターまつり等）
 - (ウ)広報活動や研修活動の強化～地域における福祉教育
 - ・福祉委員研修会の実施
 - ・福祉教育の機材の貸出
- (3)福祉人材の育成・定着支援
 - ～福祉人材の養成と活動支援～
 - ①福祉人材バンク事業（福祉人材無料職業紹介事業）
 - (ア)福祉の職場への就職に係る相談
 - (イ)求人・求職者の登録、紹介と斡旋
 - ②福祉・介護人材マッチング機能強化事業
 - (ア)福祉・介護職場就職面接会・フェアの実施
 - ・福祉・介護・保育のしごとフェア（年2回：田辺市）
 - ・福祉・介護・保育のしごと面接会（年1回：新宮市）
 - (イ)介護未経験の中高齢者等研修会及び就職相談会の実施（年3回）
 - (ウ)学校訪問、福祉の仕事 出前講座
 - ・福祉専門職による介護の仕事出前講座の実施
 - (エ)福祉の仕事 出張相談～ハローワークと南紀若者サポートセンターとの連携（年6回：新宮市）
 - (オ)潜在的有資格者の再就職促進（年1回：田辺市と新宮市）
 - (カ)職員の定着促進及びキャリアアップ支援
 - ・福祉施設等経営者セミナーの開催（年2回：田辺市）
 - ・福祉の「しごと塾」の開催
 - 介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士取得準備
 - (キ)福祉の仕事 職場体験
 - (ク)福祉の仕事イメージアップ事業

- ・ 本会広報紙、ホームページ資料への情報提供
- ・ 福祉のしごとPRキャンペーンの実施
- ・ 「介護の日」PRキャンペーンの実施

③保育士人材確保事業

- (ア) 潜在保育士の再就職に係る相談等（出張相談、保育士サロン）
- (イ) 保育士の定着支援に係る相談等
- (ウ) 潜在保育士の再就職支援研修の実施（再就職支援研修及び実習研修）

2、地域福祉を支え合えるしくみづくり

地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズ（社会的孤立、貧困、引きこもり等）に対応するため、地域包括支援センター、生活相談センター、基幹相談支援センター等の各関係機関との情報共有・連携を図り、横断的かつ包括的に支援する総合相談機能の充実に努めます。

権利擁護体制の構築に積極的な対応が求められる中、令和2年度から「権利擁護センターたなべ」の運営を社協が受託し、従来から実施している福祉サービス利用援助事業と併せて業務を行っていますが、令和3年度も田辺市の成年後見に係る関係機関の中核として、引き続き権利擁護に関する総合相談並びに成年後見制度の利用支援を行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対策として、令和2年3月にスタートした生活福祉資金特例貸付については、令和3年度から償還に係る債権管理事務を県社協から受託、債務世帯の生活状況の把握、見守り、声かけ等により、生活課題の解決方法を検討し生活の安定を図っていきます。

各種福祉情報や社会資源を収集・発信・提供するとともに、多くの団体や関係機関と協働して社協活動を推進できる体制づくりを進めます。この他、地域福祉推進のための体制強化と財源確保にも引き続き努めます。

(1) 地域生活を支援する相談機能の充実と連携の促進

～包括的な相談支援の充実～

①地域型地域包括支援センターの運営

- (ア) 社会福祉士等の専門職の配置（龍神・中辺路・大塔・本宮）
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (オ) 介護予防ケアマネジメント

②「権利擁護センターたなべ」の運営

- (ア) 福祉サービス利用援助事業の実施
- (イ) 法人後見事業の実施

- (ウ) 成年後見制度利用支援事業の実施
- (エ) あんしん生活支援事業の実施
- ③ 生活困窮者・低所得世帯等への相談支援
 - (ア) 生活福祉資金貸付事業の実施
 - (イ) 家計改善支援事業の実施
 - (ウ) 生活福祉資金債務世帯等自立支援事業の実施
 - (エ) 生活福祉資金債権管理事業の実施【新規】
 - (オ) 緊急食料等提供事業(フードバンク)の実施
- ④ 障がい者を地域で支える取組み
 - ～西牟婁圏域(田辺市・白浜町・上富田町・すさみ町・みなべ町)広域化～
 - (ア) 基幹相談支援センター「にしむろ」への運営参加
 - (イ)
 - ・基幹相談支援センター事業の実施
 - (イ) 障害児・者相談センター「にじのわ」(旧 障害児・者相談支援センター「ゆめふる」)における相談支援
 - ・障害者相談支援事業の実施
 - (ウ) 障害者レクリエーション教室(自立生活プログラム)の開催
 - (エ) 一般及び特定相談支援事業の実施
 - (オ) 知的障害者等意思疎通支援者派遣事業の実施
- (2) 地域福祉・ボランティアの情報を分かりやすく伝える取組
 - ～広報啓発活動の推進～
 - ① 情報を必要としている人に情報が届く広報活動の充実・強化
 - (ア) 広報「福祉日和」の発行(年11回)
 - (イ) 点字・広報吹き込みボランティアによる定期的な支援の実施
 - (ウ) 市広報や和歌山放送、FM TANABE等各報道機関へ積極的に情報を提供
 - (エ) ホームページ等での福祉情報の提供
 - (オ) 各種イベント活動による広報啓発活動の実施
 - ② 生活や福祉に関する「わかりやすい」情報提供の推進
 - (ア) 広報委員会の開催
 - (イ) 住民の視点からの「福祉情報紙」発行支援
 - ③ 小地域を基盤とした「ロコミ」による情報共有の推進
 - ・地域のサロン活動やミニ懇談会等の活用
- (3) 地域福祉を支える基盤づくり
 - ① 役職員等の研修推進
 - (ア) 役職員研修会の実施と外部研修会への積極的な参加
 - (イ) 福祉委員研修会(地域福祉フォーラム)の実施

- ②関係機関・団体等との協働体制の強化
 - (ア)関係機関・団体等との連携と協働
 - (イ)地域における公益的な活動に伴う社会福祉法人との協働の推進
- ③共同募金運動の推進
 - (ア)助け合い理念の普及
 - (イ)募金ボランティアの活動を通して福祉に対する意識啓発
- ④安定的な財源の確保
 - (ア)地域福祉活動の「見える化」の取組み
 - (イ)社協会費、共同募金、寄付金等について地域住民への広報
- ⑤自主財源等を活用した地域福祉活動の実施

3、たなべあんしんネットワーク活動の推進

地域共生社会の実現を図るために、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することが求められています。これまで社協が進めてきた包括的な相談支援や多機関協働によるチームアプローチと併せて、地域住民、福祉委員等による小地域ネットワーク活動（見守り・支援活動等）をはじめとする小地域福祉活動と一体となった地域支援を展開し、生活課題等の発見や解決に努めます。

田辺市は令和3年度に第4次地域福祉計画の策定を予定していますが、本会では策定作業に参加するとともに、市計画と一体的に第4次活動計画を策定します。

発生が危ぶまれている南海トラフ巨大地震や最近では毎年のように発生する豪雨災害等に備え、円滑な避難行動支援及び災害ボランティアセンターの設置・運営に向けた取組みとして、各種マニュアルの整備・見直しを行い、小地域の取組みから広域にわたる協力・支援体制の整備及び訓練を実施します。

(1) 小地域単位のコミュニティづくりの推進

～12地区の小地域単位の福祉活動（あんしんネットワーク）支援～

- ① 第4次地域福祉活動計画の策定
 - (ア)策定作業部会の設置
 - ・第3次地域福祉活動計画の振り返り（現状評価→ニーズ分析）
 - ・第3次地域福祉計画とのすり合わせ（方向性の検討）
 - (イ)アンケートの実施（福祉委員、サロングループ、中学生）
 - (ウ)福祉専門職との懇談会・ヒアリングへの協力～田辺市との連携
 - (エ)役職員懇談会の実施
- ②住民主体の小地域福祉活動の支援
 - ・サロン活動、見守りネットワーク、孤立防止、世代間交流等
- ③地域福祉活動推進にかかる各種助成制度の運用

- ⑤「社会福祉協議会における災害時の相互支援協定」に基づく災害救援活動への協力
- ⑥自主防災組織運営助成制度の運用

4、在宅福祉事業の運営

令和3年度は介護保険法の改正が行われ、これまでも重点事項とされてきた「地域包括システムの推進、自立支援・重度化防止、介護人材の確保、制度の安定と持続可能性の確保」の4本柱に加え、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行や大規模水害などを踏まえて「感染症や災害への対応力強化」が追加されます。これに伴い介護報酬の改定についても感染症対策費や基本報酬の一部引き上げが行われたことで改定率はプラス0.70%となります。

介護保険事業は、厳しい運営が続いていることから改定された内容を精査し、適切な対応を取ると共に、令和3年4月からは利用者が減少している龍神地区と大塔地区の通所介護事業を「通常規模型」から事業を縮小した「地域密着型」へ移行します。また、大塔地区で実施している訪問入浴介護事業については利用者の減少により本年度は休止し、田辺地区へ統合することで運営の合理化・安定化を図ります。

地域共生社会の実現が求められる一方で、事業者として様々な取組が義務化されるなど制度や事業内容は一層複雑になっていることから、法令遵守はもとより研修等に積極的に参加することで研鑽を深め、利用者に満足頂けるサービスの提供に努めます。

(1) 介護保険（介護予防）・障害者総合支援事業等の経営

- ①居宅介護支援事業 <全地区>
 - ・介護予防サービス計画作成
- ②訪問介護事業 <全地区>
 - ・居宅介護・同行援護・移動支援事業（ガイドヘルプ）
- ③通所介護事業
 - ・通常規模型 <中辺路>
 - ・地域密着型 <田辺・龍神・大塔>
 - ・障害者日中一時支援・デイサービス事業<田辺・龍神>
- ④訪問入浴介護事業 <田辺>
 - ・身体障害者訪問入浴サービス事業
- ⑤訪問看護事業 <龍神>
 - ・訪問看護（医療）

(2) 在宅福祉事業等の受託運営

- ①地域支援事業 <全地区>
 - ・介護予防サービス計画作成等にかかる業務

- ・一般介護予防普及啓発事業
- ・短期集中通所型サービス（総合型）事業

②田辺市単独事業

- ・養育支援訪問事業 <全地区>
- ・視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業 <全地区>
- ・配食サービス事業 <龍神・中辺路・本宮>
- ・生活支援ハウス運営事業 <龍神・大塔・本宮>
- ・外出支援サービス事業 <龍神・大塔>
- ・保育所給食事業 <本宮>
- ・うらら館管理運営等事業 <本宮>
- ・老人憩いの家管理運営事業 <田辺>（指定管理）

5、法人運営基盤の強化

社会福祉法人をとりまく状況を的確に把握し、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上、法令遵守の徹底による不祥事故防止への取組等、地域住民・関係機関に信頼される法人運営に努めます。

財政面では、介護保険制度の見直し等経営環境の変化を見極めながら、基金や積立金の安定的な運用と財源の確保に努めるとともに、予算の適正かつ効果的な執行による持続可能な運営に取り組めます。

人事・労務管理においては、働き方改革に適切に対応するとともに、職員処遇の見直しや研修の充実により、社協職員として専門性を身につけ、公益的な使命を果たすことができる人材育成に努めます。

（1）法人運営体制の充実・強化

- ①理事会・評議員会・運営委員会等の適正な運営
- ②監事による会計・業務監査の実施
- ③事業別職員会議の推進
- ④災害など緊急時に対応したBCP（事業継続計画）の策定

（2）適正な財務管理に基づく経営

- ①事業・経営実態に則したコスト管理と人員配置
- ②目的別積立金等の整備、計画的運用による経営基盤の強化
- ③県・市補助委託金事業の適正な運営管理
- ④会員会費・寄付金・共同募金配分金を活用した地域福祉活動の推進
- ⑤善意銀行預託金の適正な運用

（3）職員の専門性の向上と働きやすい職場づくり

- ①職員研修の充実と外部研修の積極的な活用

- ②自己啓発助成制度の運用による福祉専門資格取得の推進
 - ③健康診断、保健指導、産業医との連携による健全な職場づくり
 - ④心の健康づくり計画の遂行及び職員相談への対応
 - ⑤就業規則の改定等「働き方改革」関連への取組
 - ⑥高齢者・障害者等各々が能力や適性に応じて就労できる雇用環境の整備
- (4) 倫理・法令遵守を重視した経営の確立
- ①法に則った定款・諸規程・要綱の整備
 - ②リスクマネジメントの徹底
 - ③福祉サービスの質の向上
 - ④情報開示による経営の透明性の確保